

保育の必要性の認定基準

区分	保護者の状況細目		点数	
必要性	外勤	勤務時間 (通勤時間含む)	4時間未満	1
			4時間～7時間未満	2
			7時間以上	3
		1ヶ月の就労日数	15日以下	3
			16日～20日未満	4
			20日以上	5
	自営業	居宅内(外)の自営業で、主たる従事者であるもの		8
		居宅内(外)の自営業で、主たる従事者に協力しているもの		5
	農業	農業で、主たる従事者であるもの		8
		農業で、主たる従事者に協力して従事しているもの		5
	離婚により不在(父子家庭世帯等)			8
	求職中	就労先が未定のもの		3
		就労先が内定しているもの		6
	内職	受注先が決まっており、日々従事しているもの		7
		受注先が決まっていないもの(近所、知人等からの依頼によるもの)		4
	出産又は疾病等	出産予定日前3ヶ月以内、又は出産後6ヶ月以内のもの		8
		入院が必要なもの、又は入院中のもの		8
		疾病により、常時臥床する状態にあるもの		8
		疾病により、週3日以上通院を要するもの		3
身体障害者手帳		1・2級を所持しているもの		8
		3・4級を所持しているもの		5

		5・6級を所持しているもの	2
		愛護手帳を所持している、又は精神に障害があるため、育児能力に欠けていると思われるもの	8
病人の 介護等	入院の付添い	週4日未満	5
		週4日以上	7
	通院の付添い	週4日未満	2
		週4日以上	4
	在宅介護	常時臥床のもの介護	7
		身体障害者手帳1・2級、愛護手帳を所持しているものの介護	5
身体障害者手帳3・4級を所持しているものの介護		3	
		災害等により、家屋が破損等したため、その復旧にあたっているもの	8
		就学（職業訓練校等における職業訓練を含む）	6
		虐待・DVのおそれがあること	8
		育児休業取得時に、既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要であること	5
優先 利用		ひとり親家庭	3
		生活保護世帯	3
		生計中心者の失業により、就労の必要性が高い場合	3
		虐待・DVのおそれがある場合など、社会的養護が必要な場合	4
		子どもが障害を有する場合	3
		育児休業明け	3
		兄弟姉妹が同一の保育所等の利用を希望する場合	2
		小規模保育等卒園時	3